

農地を売った場合の税金

農地（土地）を譲渡した場合は、他の所得と区分して（分離課税）、その譲渡所得に対して所得税、住民税が課せられます。

譲渡所得税には、政策推進の観点とその強制力の度合いにより特別控除の特例措置が講じられます。

農地については、担い手への譲渡を促すため、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等により譲渡した場合に、次のとおり特別控除が認められます。

○農地を売った場合の課税の特例（特別控除）

【800 万円控除】

- ・農用地区域内の農地等を農用地利用集積計画等に基づき、農業委員会のあっせんにより譲渡した場合
- ・農用地区域内の農地等を農地中間管理機構に譲渡した場合

【1, 500 万円控除】

- ・農用地区域内の農地等を農業経営基盤強化促進法の買入協議により農地中間管理機構等に譲渡した場合

【2, 000 万円控除】

- ・農用地区域内の農地等を農業経営基盤強化促進法の農用地利用規程に基づき農地中間管理機構に譲渡した場合

※ 2, 000 万円控除を受けるためには、地権者の組織する団体（農用地利用改善団体）を設立し、集落等（農用地利用改善事業実施区域）の地権者の 3 分の 2 以上の同意を得て特例農用地利用規程を作成する必要があります。

詳しくは農業委員会事務局または役場産業課までお問い合わせ願います。

農委だより

発行 秩父別町農業委員会

2021

3 月号

実勢賃借料のお知らせ

標準小作料制度の廃止に伴い、地域における賃借料の目安となるものとして、賃借料情報（実勢賃借料）をお知らせします。

令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの農地の賃借料の実績に基づく、年間の賃借料は次のとおりです。

令和 2 年実勢賃借料 ※ 10a 当たり単価

区 分	最 高 額	最 低 額	平 均 額	筆 数
田	14,000 円	4,950 円	12,342 円	9 1



◆お問い合わせ 農業委員会事務局 電話 33-2111（内線 65）



感染症予防 + 免疫力upを！

感染症対策が日々の生活の中に取り入れられ、皆さんの生活にも大きな変化があった1年だったのではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症拡大から1年が経った今なお、感染予防対策が必要な状況が続いています。また、季節の変わり目では体調も崩しやすく、体調管理が大切になります。

今回は風邪や感染症に負けない健康な体づくりの1つとして、『免疫力upの食事』についてご紹介します。

食事で

からだの元気を支える免疫力を高めましょう

粘膜強化

ビタミンA

鼻やのどの粘膜を丈夫にし、入ってくる細菌やウイルスをブロック。

レバー、うなぎ
緑黄色野菜

バリア機能 アップ

たんぱく質（毎食）

不足すると皮膚や粘膜が弱くなり免疫力はパワーダウン。

免疫力を活性

ユリ科とアブラナ科の野菜
ビタミンC・E

ユリ科

→ ネギ類・にんにく・ニラ

アブラナ科

→ ブロッコリー・キャベツ・大根・白菜

ビタミンC

→ 果物類全般・じゃが芋・小松菜

ビタミンE

→ ナッツ類・ツナ油漬缶・大豆

腸の善玉菌を 増やす

乳酸菌やビフィズス菌

腸を整え免疫細胞の働きを助ける。

発酵食品

→ 味噌・納豆・ヨーグルト等

食物繊維

→ 山芋・きのこ・ごぼう・乾物等

お問い合わせ 役場住民課保健指導グループ 電話 33-2111（内線49）